主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告理由第五点について、

原審の認定した事実関係の下においては、上告人の妻が本件復代理人を選任したのは民法一〇四条の「己ムコトヲ得サル事由アルトキ」にあたるものと解するのが相当であるから所論は理由がない。その他の論旨は「最高裁判所における民事上告事件の審判の特例に関する法律」(昭和二五年五月四日法律一三八号)一号乃至三号のいずれにも該当せず、又同法にいわゆる「法令の解釈に関する重要な主張を含む」ものと認められない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で主文のとお り判決する。

最高裁判所第二小法廷

精	山	霜	裁判長裁判官
茂	Щ	栗	裁判官
勝重	谷	小	裁判官
八郎	田	藤	裁判官
唯 一 郎	村	谷	裁判官